

タクシー得して呉キャンペーン利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、呉プレミアム付タクシー乗車券実行委員会（以下「実行委員会」という。）の発行するプレミアム付タクシー乗車券（以下「乗車券」という。）に関する取扱いについて定めるものです。お客様は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、本乗車券を購入し、ご利用いただくものとします。

第2条（本乗車券の有効期間）

本乗車券の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年1月31日までとし、当該有効期間外の本乗車券の利用は一切認められません。

第3条（本乗車券の利用方法）

1. お客様は、当実行委員会の構成員となっている呉市内に事業所を有するタクシー事業者が運行するタクシーに乗車した際、当該タクシーの乗車運賃の決済のため、本乗車券を当該タクシーの運転手に交付して利用することができます。
2. 本乗車券は、1乗車につき複数枚使用できます。
3. 本乗車券を当該タクシーの運転手に交付された場合には、当該乗車運賃のお支払いがあったものとみなされますが、本乗車券の券面額の合計が当該乗車運賃の金額に満たない場合には、当該乗車運賃の決済は完了いたしませんので、その余について別途お支払いいただくこととなります。
なお、交付された本乗車券の券面額の合計が、当該乗車運賃の金額を超えた場合は、その差額を釣り銭として交付いたしません。
4. お客様と乗車されたタクシーの運行事業者との取引において、本乗車券をご利用された後、万一、クレームその他の問題が生じた場合には、お客様と当該運行事業者との間で解決していただくものとします。
5. 本乗車券が、盗難、紛失、滅失または汚損及び偽造もしくは変造された等に対して、当実行委員会は責任を負いません。

第4条（本乗車券の払戻し等）

本乗車券の交換、売買、現金との交換、金融機関への預け入れ、電子マネー等のチャージにはご利用できません。

また、換金払戻はいたしません。

第5条（本乗車券のご利用停止）

当実行委員会は、次のいずれかに該当するときは、本乗車券の利用を停止し、または本乗車券を失効させることができますものとします。

- (1) お客様が不正な方法により本乗車券を取得し、または不正な方法で取得された本乗車券であることを知ってご利用される場合
- (2) 本乗車券が偽造または変造されたものである場合
- (3) お客様が本規約に違反した場合
- (4) 前各号に掲げるほか、当実行委員会が本乗車券のご利用の停止を必要とする相当の事由があると判断した場合

第6条（お客様の情報の取扱い）

1. お客様は、本乗車券を購入の際に実行委員会所定の情報（以下、「購入者情報」という。）を実行委員会に提供し、実行委員会はこれを所有します。実行委員会は、購入者情報のうち個人が特定できる情報（氏名・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレスを含む。）について、タクシー得して呉キャンペーンの実施に必要な範囲内で委託先に預託する場合を除き、原則として、お客様による開示の承諾なく第三者への提供を行わないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の場合については、お客様の同意なく購入者情報の全部または一部（氏名・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレスを含む。）を開示することがあります。
 - (1) 購入者情報を開示しないことにより、実行委員会、他のお客様または第三者に不利益を及ぼすと実行委員会が判断した場合であって、警察または関連諸機関に開示するとき
 - (2) 警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、購入者情報の開示を求められた場合であって、これに応じることが相当であると実行委員会が判断したとき
 - (3) その他実行委員会が開示を相当であると判断したとき

第7条（本規約の変更または廃止等）

1. 本規約は、経済情勢の変化、法令の改廃その他当実行委員会の都合により、変更または廃止することがあります。また、かかる変更または廃止のために、本乗車券の全部または一部の利用を停止することがあります。
2. 本規約を変更または廃止したときは、当実行委員会のホームページ等において告知します。

第8条（管轄）

本規約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所呉支部を第一審の専属的合意管轄とします。

付則：

この規約は、令和4年8月1日から施行します。

【本乗車券に関するお客様ご相談窓口】

呉プレミアム付タクシー乗車券実行委員会事務局

（株式会社マーシャルコーポレーション内）

広島県広島市西区横川町1丁目4番6号岡本ビル1階

082-208-2928（連絡先）